

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

- (6) 工事全般の施工計画が適正であること。
- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。

- ① 主任技術者は、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であること。

監理技術者にあつては、1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。(詳細は入札説明書による。)

- ② 1人の者が、平成11年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の(ウ)又は(エ)のいずれかに掲げる工事の経験を有するものであること(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))

(ウ) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造(コンクリート充填鋼管構造を含まない。)で地上2階以上、延べ面積1,500㎡以上の建築物の耐震改修工事

(エ) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造(コンクリート充填鋼管構造を含まない。)で地上2階以上、延べ面積1,500㎡以上で建築物の建築一式(躯体、外装、内装を含む新築又は増築(増築にあつては増築部分とする。))工事

ただし、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとする。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未達であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあつては、1社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事における経験のみ同種工事の経験として認める。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(詳細は入札説明書参照。)

- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。

- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

3 総合評価に関する事項

(1) 落札方式

- ① 入札参加者は「価格」、「技術提案[VE提案]」、「工事全般の施工計画」及び「施工体制」をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

- (イ) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を60点とする。

- ② 「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ア)、(イ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(ウ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

(ア) 技術提案[VE提案]の項目として「耐震改修におけるコンクリート工の品質確保に対する提案」

(イ) 工事全般の施工計画

(ウ) 施工体制(施工体制評価点)

- ③ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

- ④ ②(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目について、関係法令を遵守し、現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書に規定する、標準的な施工及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点(100点)を与え、さらに②(ア)の技術提案[VE提案]及び②(イ)の工事全般の施工計画並びに②(ウ)の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。なお、②(ア)の技術提案[VE提案]を行わない者は、②(イ)(ウ)の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

- ⑤ ②(ア)の「耐震改修におけるコンクリート工の品質確保に対する提案」の技術提案[VE提案]については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、V(30点)、IV(23点)

III(15点)、II(8点)、I(3点)及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②(イ)の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、V(30点)、IV(23点)、III(15点)、II(8点)、I(0点)により評価を行い加算点を与える。

なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

- (3) ②(ア)、(イ)の評価基準の詳細は入札説明書による。

- (4) ②(ア)「耐震改修におけるコンクリート工の品質確保に対する提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に5点減ずる。

- (5) ②(イ)で求めた、工事全般の施工計画については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、5点を減ずる。

4 入札手続等

- (1) 担当部局 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1-1さいたま新都心合同庁舎2号館17階 関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係 電話048-601-3151(代) 内線2525

- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法 入札説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は平成26年10月24日から平成27年2月3日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(平成26年12月29日から平成27年1月3日まで)を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし最終日は、9時00分から12時00分までとする。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体(CD-R等)を(1)に持参又は郵送もしくは託送(書留郵便等、記録が残るものに限る。)することにより電子データを交付するので、上記(1)にその旨連絡すること。持参による場合は、(1)に記録媒体を持参すること。郵送等による場合は、(1)に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封す